

長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣被害軽減のために有害鳥獣捕獲事業に従事する狩猟者の活動拠点施設設置に要する経費について、予算の範囲内において長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者、補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助対象となる者、補助対象となる事業、補助対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、見積書、仕様書その他必要な書類を添付するものとする。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書を受け付けた場合は、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、第2条に規定する補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(事業計画の変更及び承認)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、事業計画の変更をしようとする場合は、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けた場合は、内容等を検討のうえ承認するときは、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金事業計画変更承認書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(着手届)

第6条 補助事業者は、事業に着手したときは、直ちに事業着手届(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は事業着手届を省略することができる。

(事業終了報告)

第7条 補助事業者は、事業の完了後、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金事業終了報告書(別記様式第6号)を30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業に要した費用が確認できる書類
- (2) 現場写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(検査)

第8条 市長は、前条第1項の報告書を受け付けた場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、検査を行うものとする。

(確定通知)

第9条 市長は、前条の検査により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定による確定をしたときは、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金確定通知書(別記様式第7号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、その事業

の施行前又は施行中に補助金の概算交付を行うことができる。

2 前項の概算交付を受けようとする補助事業者は、第4条第1項の交付決定通知書の写しを添付して、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金概算交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付取消等）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が長岡京市補助金等交付規則第13条の各号又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなったとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、前条の規定により補助金を概算交付した場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、その差額を返還させることができる。

（延滞金）

第14条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに履行されなかったときは、当該補助事業者に対し、長岡京市補助金等交付規則第15条の規定を適用するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

補 助 対 象 者	補助対象となる事業及び経費	補助金の額
乙訓猟友会	有害鳥獣捕獲事業に従事する狩 猟者の活動拠点施設の設置事業 及び同事業に要する経費	予算に定める額

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付申請書

年度に長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金の交付を受けたいので、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業計画

実施地区名	総事業費	負 担 区 分				備考
		市補助金	自己負担	その他	計	
	円	円	円	円	円	

5 添付書類

第 号
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長 印

長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付要綱第 2 条に規定する補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
- (4) 補助事業完了後 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出してください。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を 5 年間保管してください。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付要綱の規定を遵守してください。

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名

長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金事業計画変更承認申請書

長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付要綱第5条の規定により事業計画の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 変更の内容
- 3 事業計画（変更前を赤字、変更後を黒字として2段書きをすること。）

実施地区名	総事業費	負 担 区 分				備考
		市補助金	自己負担	その他	計	
	円	円	円	円	円	

- 4 着手完了予定年月日

別記様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長 印

長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のあった標記の変更について、下記の条件を付して承認します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 承認条件

(1)

(2)

別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名

事業着手届

年度長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付要綱第6条の規定により
下記のとおり報告します。

記

1 実施地区名

2 着手年月日 年 月 日

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 実施地区名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類 (1) 事業に要した費用が確認できる書類
(2) 現場写真
(3) その他参考書類

別記様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長 印

長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金について、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付請求書

年 月 日付で交付額確定の通知があった標記の補助金について、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 円

※概算請求を受けた後の請求の場合は次の事項を追加

交付決定額	(a)	金	円
概算交付済額	(b)	金	円
未交付額	(a - b)	金	円

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名

長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市有害鳥獣捕獲活動拠点施設設置補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添 付 書 類

(1) 交付決定通知書の写し

※先に概算請求を受けた後の請求の場合は次の事項を追加

交付決定額 (a) 金 円

概算交付済額 (b) 金 円